

二〇二三年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学

コース

※解答は別紙

(縦・横書)

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「二」(古代) 次のA・B二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

A 次の史料を読んで、それぞれの設問に答えよ。

丙寅、副使大伴宿禰古麻呂、自_二唐国_一至。古麿奏曰、大唐天宝十二載、歲在_二癸巳_一正月朔癸卯、百官・諸蕃朝賀。天子於_二蓬萊宮含元殿_一受_レ朝。是日、以_レ我、次_二西畔第二吐蕃下_一、以_二新羅使_一、次_二東畔第一大食国上_一。古麿論曰、自_レ古至_レ今、新羅之朝_二貢日本国_一久矣。而今、列_二東畔上_一、我反在_二其下_一。義不_レ合_レ得。時將軍吳懷実見_二知古麿不_レ肯色_一、即引_二新羅使_一、次_二西畔第二吐蕃下_一、以_二日本使_一、次_二東畔第一大食上_一。

(1) 全文を読み下せ。

(2) 全文を現代語に訳せ。

(3) 傍線aに関して、知るところを述べよ。

二〇二三年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学

コース

※解答は別紙

(縦・横書)

B 次の史料について、(一) 常用漢字を用いて全文を読み下し、(二) 口語訳をした上で、(三) 内容について知ることを簡潔に述べよ。

太政官符

應依實放生事二箇條之初條也

右得權僧正法印大和尚位遍照奏狀稱謹案太政官去天平寶字三年六月廿三日符稱得唐曇靜法師奏狀稱夫蠢々昆蛟誰無畏死振々翾走咸有愛身故歟生招短命之報救死保長年之福伏請遍勅諸國立放生池嚴加禁斷不許捕漁者奉勅依請者自尔而降每國置放生田以其獲稻充贖死之資而令聞諸國臨放生之時兩三日下符諸郡々司百姓等聚不要之蟲介候國吏之臨視比及數日死者過半夫放生者所以活欲死之命續當絕之生也今如所聞名稱放生實似致生伏望自今以後使諸讀師若部内淨行僧臨漁釣之江海尋田獵之山林贖懸魚於網罟之中救窮獸於弓矢之下但其斫物者歲始令件等僧一向領之即年終具注所贖之色附帳言上者

以前條事如件右大臣宣奉勅依請二條之一

元慶六年六月三日

問「二」(中世)次のA・B二問に答えよ。

A (1) 読み下し文を記せ。なお、誤字脱字があると判断した場合は、適宜傍らに校訂注を付して構わない。

(2) 傍線部①「院宣」と呼ばれる文書の様式や機能について、知るところを述べよ。

(3) 傍線部②「本所」がここで具体的に指すものは何か記せ。

入道無品親王庁下 河内国金剛寺々僧等

可早以当寺四至内白炭免伍町所当米、為当寺学頭沙汰、慥徴納于寺庫、永代遂行結縁灌頂等仏事、奉
資 後白河法皇并八条院及代々法親王御菩提子細事、

右、得今月 日解状僞、当寺者、草創年旧、靈効日新、黒鷲嶺之遺風、伝貝葉於二千余廻之滅後、青龍
寺之瓶水、移金蓮於三密四曼之壇前、誠是顕密兼学之道場、久修練行之古跡也、因茲、治承二年被点八
条院御祈願所、建久二年後白河法皇特凝叡信、被下 宣旨・院宣^①、同九年以仁和寺北院号本寺以降、勅
免寺領正税以下雜事、被定置供僧三綱等、又抽補卅二口秀学、被勤行春秋二季伝法大会、是則四海静謐
御祈祷、三宝紹隆之勅願也、仏法之盛、于今豈他事哉、 聖慮之鑒、向後殊賞我山故之者也、当寺深蒙
天恩、不耐地忍、偏為奉資 聖靈御菩提、以彼御寄進一円内白炭免伍町所当米、永欲遂行結縁灌頂等仏
事、凡酬四恩広徳、興三宝妙道者、高祖大師之本誓也、望請恩恤、早成賜宮庁御下文、遂行件結縁灌頂
者、將誇末寺之興行、弥欲仰本所^②之明德云々者、依請、早所被成御下文也、向後更不可令牢籠之状、所
仰如件、寺宜承知、勿違失、故下、

正安四年九月十日

公文左衛門尉 中原

別当法印権大僧都 (花押)

大法師 (花押)

法印権大僧都 (花押)

大法師

法印権大僧都 (花押)

前老岐守中原朝臣 (花押)

法印権大僧都 (花押)

院司威儀師 (花押)

権大僧都 (花押)

威儀師 (花押)

法眼 (花押)

威儀師 (花押)

法橋 (花押)

威儀師 (花押)

大法師 (花押)

大法師 (花押)

B

- (1) 左の史料の読み下し文を記せ。
- (2) 左の史料で傍線を付されているのは誰か。その人物の姓名を記せ。
- (3) 左の史料の大意と注目すべき点を二〇〇字程度で述べよ。
- (4) 次に挙げる語の読みと意味を記せ(読みはカタカナで記せ)。
① 噉 ② 鉾楯 ③ 与風 ④ 神載 ⑤ 頼母子
- (5) 次に挙げる三名の戦国時代に関する学説を比較し、研究史上の意義と問題点を四〇〇字程度で述べよ。

勝俣鎮夫

永原慶二

藤木久志

※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

問「三」(近世) 次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は天保十四年(一八四三)に將軍徳川家慶が日光社参を行うにあたって、その前年に出された触である。これを読んで設問に答えよ。

今度日光山 御宮 御参詣之節、万端御手輕ニ被遊、下々迄茂無益之失費無之様との 思召候、依而万石以上ヲ始御供其外、日光表江罷越候面々并家来下々ニ至迄、衣類、諸道具等可成丈質素ニ致し、無益之儀無之様可被致候、且又御旅館、御昼休等 御座所辺迎茂、格別見苦敷無之分者、其儘ニ而御用立、左様ニ茂難相成分者、随分手輕ニ致修復、座敷向其外旅宿等者、猶又有来り之儘ニ而不苦、若難捨置分者手輕ニ取繕、何れ可成ニ御用相并候得者、宜儀与相心得可被申候、尤、御固筋之儀者、御先格之通たるへき事ニ候、乍然、其内ニ茂、簡易ニ相成宜儀も候ハ、可被申聞候事

設問 (1) 右の史料を現代語訳しなさい。

(2) 日光社参の準備は、できるだけ簡便にするよう求めた背景について、当時の国内外の情勢をふまえて述べなさい。

B 左の史料を読んで設問に答えよ。

謹^而令^a啓^二狀^一候。仍當年千五百九十年^ニ朗磨^一より我等

從子^〇^(有之候カ)とん・ミける、無^ニ異儀^一令^ニ帰國^一候。然れハ其表の諸大

名の御馳走なさる、内^ニ、尊老別^而御心を被^レ添、剩^ハはつは様の^(ハバ)

御前の御取合をなされ、日本のきりした^(キリシタンダーテ)た^ニあての上を

御身^ニ引うけられ、こゝもとに在國の^(コンバニヤ)こん^(バードレ)はにやのはてれ達の

御悩ミまでも被^レ仰^レ調候由、畏入存計候、又とん・ミけるに對せら^(ドン・ミゲル)

れ御馳走の事、且ハ日本國中のきりした^(キリシタンダーテ)た^ニあてに

對せらるゝ御取合、かれこれ忝次第、難^レ盡^ニ紙上^一候。我等忝

家身^ニ到るまで、即奉^レ捧へき外無^レ他候。とん・ミける其外の^(ドン・ミゲル)

衆、演説をもてあまりに忝存候間、せめて此一通をもて心中

の悦を顯し奉らすんハ、物知すと存候間、聊其万^一を奉^レ述候。隨^而

三ヶ年已来、日本國中摠追捕使関白秀吉卿より、

たん衆・伴天連達に對し障碍をなされ候。今度伴天^(きりし)

したとる、為^(違ひ)其御調^ニ御上洛候。於^ニ様躰^一は、以^ニ伴天連書面^一、可^レ被

候間、不^レ能^ニ巨細^一候、恐惶謹言。

天正十九年八月廿日

修理大夫晴信(花押)

かるである・からは様

人々御中

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
京都大学総合博物館 所蔵

(1) 傍線部 a における「とん・ミける」とは誰か。「帰国」した事情とともに氏名を答えよ。
氏名は洗礼名を用いても構わない。

(2) 傍線部 b における「伴天連達」に対する「障碍」とは何か。可能な限り詳しく説明せよ。

(3) 全文(本文のみ)を現代日本語に訳しなさい。「はつは様」はローマ教皇を、「こんはにや」はイエズス会を、「ヴィジタドール」はアレックスサンドロ・ヴァリニャーノを、宛所の「かるである・からは様」はローマの枢機卿アントニオ・カラッファを意味する。

問題(四) (近・現代)

左のA・B二問に答えよ。

A 次の語句を用いて、日本の近現代における反戦論・平和論について、一二〇〇字程度で記しなさい。

*語句の配列は順不同である。答案中の指定語句には傍線をつけること。

解釈改憲 北村透谷 国際聯盟 近衛文麿
七博士 集団的自衛権 特需景気 日露戦争
日清戦争 ハーグ 非核三原則 不戦条約
ベ平連 無上政法論 万朝報 湾岸戦争

B 次の文章を読んで設問に答えよ。

明治三十九年末、a 厩内相が出せし合祀令は、一町村に一社を標準とせり。ただし地勢と祭祀理由において、特殊の事情あるものと、特別の由緒あるものにして、維持確実なるものは、合祀に及ばずとす。その特別の由緒とは次の五項なり。

- (一)『延喜式』および『六国史』所載の社と、創立年代のこれに準すべきもの。
- (二)勅祭社、準勅祭社。
- (三)皇室の崇敬を有せし社(行幸、御幸、奉幣、祈願、殿社造営、神封、神領、神宝等の寄進ありし類)。
- (四)武門、武將、国造、国司、藩主、領主の崇敬ありし社(奉幣、祈願、社殿造営等、上に同じ)。

(五)祭神当該地方に功績、縁故ありし社。

さて神社には必ず神職を置き、村社は年に百二十円以上、b 無格社は六十円以上の報酬を出さしむ。ただし兼務者に対しては、村社は六十円、c 無格社は三十円まで減じ得。また神社には基本財産積立法を設け、村社五百円以上、c 無格社二百円以上の現金、またこれに相当の財産を現有蓄積せしむ、とあり。つまり神職もなく財産も定まらざる廃社同前のもの、また運命不定の淫祠の類を除き、その他在来の神社を確立せしむるに力めたるなり。

しかるにこの合祀令の末項に、村社一年百二十円以上、c 無格社六十円以上の常収ある方法を立てて、b 祭典を全うし、崇敬の実を挙げしむ、とあり。祭典は従来人民好んでこれを全うし、崇敬も大臣が一片の訓令を待たずとも 意を尽しおれり。新定の常収ある方法に至つては、幾年内にこれを立つべしという。く、加うるに合祀の処置は、一にこれを庁県知事に任せ、知事またこれを、功績の書上にのみ汲々たる郡村長に一任せしなり。地方の官公吏は、なるべく速急に成績を挙げんとて氏子どもに勧めしも、金銭は容易に集まらず。よつて一町村一社の制を励行して、地勢、民情を問わず、なるだけ神社を多く漬すを自治の美挙と做し、社格の高下に関せず、最初五百円積まば千円、次に二千円、三千円と躍り上げ、和歌山県は五千円、大阪府は六千円まで、基本財産を増加して、さつそく積み立つるよう人民に迫り、もつて合併を強行し、多くは郡役所、村役場に近き社、もしくは伐るべき樹木少なき社を、一町村一社と定め、由緒、地勢等を一切構わず、諸社を濫りに合併して神林を伐尽せしむ。よつて人民の恐慌迷惑一方ならず、奸人機に乗じて私利を営む者多し。【中略】

五万の神職、私利のみ打算して、親方の漬るるを平然歎喜する中に、生川鉄忠氏は真に鉄中の錚々^{さうさう}と謂いつべし。しかしながら、住吉の松さえ枯れ尽さる世の中、神風も一向伊勢に吹かぬと見え、誰も生川氏の後話^{ごご}をなす者なく、さしも神教の聖地と外国まで聞きたる、伊勢、熊野の土について、昨年六月までに、三重県は五千五百四十七社を減じて九百四十二社、すなわち在来数の七分の一のみを存し、和歌山県は、昨年十一月までに三千七百社を六百社、すなわち従前の六分一ばかりに減ぜり。例せば、伊勢の相可^{さうか}一村のみにても、式内社三社を破却し、式内大分神社は式外の社に併され、相鹿上神社は名のみ他の式内社に併せて、神林を全伐し、他の一の式内社は、合祀後役もなく相生神社と改称さる。世間のこと何ぞ対なからんや。紀州の滝尻王子社は、古え熊野参詣の輩、これを下品下乗の第一の楽土と仰ぎし由、『盛衰記』に見え、陸奥の秀衡が黄金ずくめにて建立せる七堂伽藍^{ななどうがらん}、天正時代まで存し、殊^{こと}にて前年大学にて觀覽に供し奉りし滝尻懷紙^{たきしほ}の成りし名所なり。しかるに合祀の後これを十郷神社と号し、神職の社宅を作るとして老樹を伐り売り、その神職はたちまち死亡せるも、今もなお近傍の神林を伐りつつあり。

予かかる亡状を歎き、同志とともに抗議すること三年、なかんずく代議士中村啓次郎氏、衆議院に一時留すつ質問演説を試むることすでに二回、また予が蔵する合祀惨状の写真を平田内相に示し、懇談するところあり。政府の訓令綿々寛和に越くといえども、地方の吏員、手を換え品を換え、合祀を強うること息まず。大臣や神社局長は、決して合祀履行を好まずと明言せるに、本年二月和歌山県知事の神社に関する訓示には、危激厳酷の文字もて「洩れなく整理せよ」、「神社収支決算の時期来たり、この機会をもつて厳に窮追奮励を加えよ」など述べたり。これがため日高郡などは、神社の収支を、事実に関わらず、二百五十円以下に認むるを得ず、と令するに至る。正直の頭に神宿るといい、民信なくんば立たずと言えり。しかるに何ら急激事にもあらざる合祀を遂行せんがために、民に強うるに虚偽をもつてするもまたはなはだし。

- (1) 傍線aの人物について知るところを百字程度で記せ。
- (2) 傍線bについて知るところを二百字程度で記せ。
- (3) 傍線cについて知るところを百字程度で記せ。
- (4) 傍線dの人物について知るところを百字程度で記せ。
- (5) この文章を書いた人物について知るところを二百字程度で記せ。
- (6) この文章が書かれるに至った時代背景について四百字程度で記せ。

受験番号	
氏名	カナ
	漢字

この欄以外に受験番号、氏名を記入しないこと。
漢字氏名がない場合は、ひらがなで記入すること。

———ここから記入すること———

日本史学

※選択分野に○を

記入すること

- ・古代
- ・中世
- ・近世
- ・近現代

総 点

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(裏へ続く)

[illegible]

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(裏へ続く)

——「」から記入する——

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——